

「はい、こちら企業の労働110番です」。電話の主は、労働者数5名の建設会社の社長さんでした。

「建物の解体現場にお

いて、うちの会社の現場監督の下、数社が下請けとして作業をしていたが、建物の壁面が落下する大きな事故が起きました。

壁面の下敷きになつた



(一社) 名北労働基準協会
労働保険部 部長

東川 勝

運命を分けた「特別加入」と「未加入」

作業員数人が救急車で病院に搬送されたが、その中の現場監督はうちの会社の専務取締役で休業3ヶ月の怪我であった。

幸い自社は、名北労働基準協会に労働保険事務委託をして、労災保険に特別加入していたため、労災保険で処理することができた。

しかし下請けとして作業していた会社の常務取締役は、休業6ヵ月で障害も残る怪我であったが、労働保険事務組合に事務を委託しておらず、また常務取締役の労災保険特別加入もしていなかつたため、元請けから「労災保険が使えない」と言われた。これは本当にのか?」というご質問であった。

そこで社長さんに、「事業主、会社の役員、

作業員数人が救急車で病院に搬送されたが、その中の現場監督はうちの会社の専務取締役で休業3ヶ月の怪我であった。

幸い自社は、名北労働基準協会に労働保険事務委託をして、労災保険に特別加入していたため、労災保険で処理することができた。

しかし下請けとして作業していた会社の常務取締役は、休業6ヵ月で障害も残る怪我であったが、労働保険事務組合に事務を委託しておらず、また常務取締役の労災保険特別加入もしていなかつたため、元請けから「労災保険が使えない」と言われた。これは本当にのか?」というご質問であった。

加入前の事故は、労災補償の対象にならないので、今後も役員等の方が現場で作業をされるのであれば、早めに特別加入の手続きをしないと労災保険での請求はできない」と説明しました。

加入するためには、(1)雇用する労働者について保険関係が成立していること、(2)労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること、(3)中小事業主が特別加入の申請を行うときは、事業主本人のほか家族従事者など労働者以外で業務に従事している方全員を包括加入する



【中小事業主が特別

加入するためには】
(1)雇用する労働者について保険関係が成立していること、(2)労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること、(3)中小事業主が特別加入の申請を行うときは、事業主本人のほか家族従事者など労働者以外で業務に従事している方全員を包括加入する

なお、労災特別加入には、下記のような条件がありますのでご注意ください。

労働保険の手続きを行うには、労働保険事務組合、建設自営業者組合、運送自営業者組合があります。

また、社会保険の手続きを行う関係団体「社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング」もございますので、ぜひご相談ください。

お問い合わせは、当協会労働保険部(☎052-1962-0421)まで。
イラスト・森沢康代

※社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティングでは、当法人の活動趣旨にご賛同・ご協力頂ける社会保険労務士の先生(ホワイト企業推進社会保険労務士協議会員)を募集しています。

(☎052-1961-00763)

必要があります。